

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
1	平成30年6月8日	I	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2	②システムの機能	変更	①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
2	平成30年6月8日	I	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	—	変更	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	法令改正の変更。	
3	平成30年6月8日	II	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先40	新規	(右記の移転先を新たに追加)	福祉保健部 障害者福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
4	平成30年6月8日	II	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先41	新規	(右記の移転先を新たに追加)	福祉保健部 障害者福祉課	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
5	平成30年6月8日	II	(2) 本人確認情報ファイル	2. 基本情報	④記録される項目	変更	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報は住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
6	平成30年6月8日	Ⅱ	(2) 本人確認情報ファイル	3. 特定個人情報への入手・使用	⑧使用方法	変更	・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー・全国サーバー)。	・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー・全国サーバー)。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
7	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	区域内の住民	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
8	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	当区は法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	当区は通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
9	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	④記録される項目	変更	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
10	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報への入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じる都度入手する)。	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
11	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報への入手・使用	⑤本人への明示	変更	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、平成26年11月20日総務省令第85号第35条および第36条に記載されている。	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
12	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 の入手・使用	⑥使用目的	変更	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
13	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 の入手・使用	⑥使用目的	変更	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
14	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 の入手・使用	⑥使用目的 情報の突合	変更	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報を突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
15	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報 の提供・移転	提供先1 ①法令上の根拠	変更	平成26年11月20日総務省令第85号	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
16	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報 の提供・移転	提供先1 ②提供先における用途	変更	市区町村から法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市区町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
17	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	③提供する情報	変更	個人番号、4 情報、その他住民票関係情報	「2. ④記録される項目」と同じ。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
18	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	変更	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
19	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	③消去方法	変更	保存期間が到来した本人確認情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	保存期間が到来した送付先情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
20	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・既存住基システムへ情報登録を行う際、届出内容を複数人で確認し対象者以外の情報入手を防止する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
21	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・住民票の記載等に係る住民基本台帳以外を登録できないことをシステム上で担保する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
22	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク1 その他の措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	来庁者の多い本庁舎については、フロアマネージャーを配置し、来庁者に適切な案内を行う。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
23	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク2 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・システムを利用する職員を限定し、パスワード及び生体認証による本人認証を行う。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
24	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
25	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク4 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	新規	(右記の内容を新たに追加)	セキュリティ対策を審議するため、セキュリティ会議を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
26	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク1 宛名システム等における措置の内容	変更	過去に墨田区に住民票の登録があった方が、一度除票等になり、再度墨田区に住民票を登録する際、過去の登録情報を引き継ぐ。	宛名番号をキーとして連携することにより、既存システム等で別人の特定個人情報または不必要な特定個人情報が連携しないようシステム上で担保する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
27	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク2 ユーザー認証の管理	変更	・システムを利用する必要がある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証とする。	・システムを利用する必要がある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードと生体認証による多要素認証とする。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
28	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	アクセス権限管理責任者は、アクセス権限を付与する職員を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理：業務に必要な権限のみ申請し、発効管理簿に記録を残す。 (2) 失効管理：退職・人事異動情報を確認し、失効申請をし、失効管理簿に記録を残す。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
29	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク2 特定個人情報の使用の記録	変更	・システムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	・操作履歴責任者はシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録し、7年間保管する。 ・本人確認情報の検索に不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。 ・操作履歴は業務名、操作者及び操作日時等を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
30	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク3 リスクに対する措置の内容	変更	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。	・操作履歴責任者はシステムの操作履歴（操作ログ）を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
31	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	2. 特定個人情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・操作者の生体認証を行う。 ・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
32	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	3. 特定個人情報情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理：業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2) 失効管理：退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
33	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク1 ⑩死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
34	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク3 消去手順	変更	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
35	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク3 その他の措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、住民基本台帳ネットワークシステムの各要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
36	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・操作者の生体認証を行う。 ・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
37	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理：業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2) 失効管理：退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
38	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の使用	リスク2 特定個人情報の使用の記録	変更	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
39	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	7. 特定個人情報 情報の保管・ 消去	リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	(右記の内容を新たに追加)	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。	
40	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番8	特定個人情報	変更	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
41	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番11	特定個人情報	変更	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
42	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番16	特定個人情報	変更	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
43	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番53	特定個人情報	変更	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
44	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番108	特定個人情報	変更	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
45	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番117	—	変更		削除	事後	法令改正の変更。	
46	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番119	情報照会者 事務 情報提供者 特定個人情報	新規	(右記の内容を新たに追加)	都道府県知事 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 市町村長 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
47	平成30年6月8日	Ⅱ	別紙2	項番120	—	変更		削除	事後	法令改正の変更。	
48	令和1年6月18日	Ⅰ	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	②システムの機能	変更	③法務省との連携機能 外国人住民票の記載・修正・削除等を法務省通知・市町村通知で連携する。	③出入国在留管理庁との連携機能 外国人住民票の記載・修正・削除等を出入国在留管理庁通知・市町村通知で連携する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
49	令和1年6月18日	I	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	①事務実施上の必要性	—	変更	通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することが認められており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	省令の施行（平成29年6月1日）による記載変更	
50	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省情報連携端末	出入国在留管理庁情報連携端末	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
51	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省	出入国在留管理庁	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
52	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省通知	出入国在留管理庁通知	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
53	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省通知入力	出入国在留管理庁通知入力	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
54	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考) 4	変更	4 法務省との連携	出入国在留管理庁との連携	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
55	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考) 4-①	変更	法務省から、外国人住民の方の資格等の変更情報を、法務省通知として法務省情報連携端末で受け取る。	出入国在留管理庁から、外国人住民の方の資格等の変更情報を、出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
56	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考) 4-②	変更	法務省通知を既存住基システムに入力する。	出入国在留管理庁通知を既存住基システムに入力する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
57	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考) 4-③	変更	既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、法務省情報連携端末に出力する。	既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
58	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1）事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考) 4-④	変更	法務省連携端末から、法務省に市町村通知を送付する。	出入国在留管理庁連携端末から、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
59	令和1年6月18日	Ⅱ	3 特定個人情報の入手・使用	②入手方法	その他	新規	(右記の内容を新たに追記)	出入国在留管理庁連携ネットワーク	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
60	令和1年6月18日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先 1 7	新規	(右記の内容を新たに追記)	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
61	令和1年6月18日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先 3 3	新規	(右記の内容を新たに追記)	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
62	令和1年6月18日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先 2 1	変更	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
63	令和1年12月13日	I	2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	② システムの機能		変更	④本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
64	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	1 本人確認情報の更新に関する事務 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1 本人確認情報の更新に関する事務 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
65	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	2 本人確認に関する事務 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2 本人確認に関する事務 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
66	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-⑤ 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-⑤ 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
67	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	4 本人確認情報検索に関する事務 4-① 4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4 本人確認情報検索に関する事務 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
68	令和1年12月13日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報提供・移転	移転先42	新規	(右記の内容を新たに追加)	区民部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
69	令和1年12月13日	Ⅱ	(2) 本人確認情報ファイル	3 特定個人情報の入手・使用	⑧ 使用方法	変更	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。	
70	令和1年12月13日	Ⅱ	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(1) 住民基本台帳ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	83 旧氏 漢字 84 旧氏 ふりがな	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。	
71	令和1年12月13日	Ⅱ	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(2) 本人確認情報ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	37 旧氏 漢字 38 旧氏 外字数 39 旧氏 ふりがな 40 旧氏 外字変更連番	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。	
72	令和1年12月13日	Ⅱ	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(3) 送付先情報ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	62 旧氏 漢字 63 旧氏 外字数 64 旧氏 ふりがな 65 旧氏 外字変更連番 66 ローマ字 氏名 67 ローマ字 旧氏	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。	
73	令和1年12月13日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル7 特定個人情報の保管・消去	リスク1	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	1) 発生なし	2) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。	
74	令和1年12月13日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	リスク3	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不用となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルが極短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不用となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。	
75	令和1年12月13日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル7 特定個人情報の保管・消去	リスク2	リスクに対する措置の内容	変更	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度、作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度、作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
76	令和1年12月13日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		変更	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
77	令和1年12月13日	V	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①連絡先		変更	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241	墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目2番20号 電話：03-5608-6100, 5608-6102	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
78	令和2年6月11日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管して ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要となる。	・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※ 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
79	令和2年6月11日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間	変更	・住民票が削除されない限り、情報は保存される。ただし、住民票が削除された場合は、住民基本台帳施行令第34条に定めるとおり、削除された日から5年間となる。	・住民票が削除されない限り、情報は保存される。ただし、改製前の住民票及び削除された住民票は、住民基本台帳施行令第34条第1項に定めるとおり、改製又は削除した日から150年間保管する。 ・住民票の異動届出書は、住民基本台帳施行令第34条第3項に定めるとおり、その受理した日から1年間保管する。	事後	法令改正による変更。	
80	令和2年6月11日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	新規	(右記の内容を新たに追加)	・保管期間を過ぎた住民基本台帳ファイルはシステムにて自動的に消去する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月32日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
81	令和2年6月11日	Ⅱ	(2) 本人確認情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管して ・	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
82	令和2年6月11日	Ⅱ	(2) 本人確認情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間	変更	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
83	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
84	令和2年6月11日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、特定個人情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管することとする。	・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管することとする。	事後	名称の変更等形式的な変更のため、重要な変更にあたらない。	
85	令和2年6月11日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑤物理的対策	変更	・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。	・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
86	令和2年6月11日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑩死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	
87	令和2年6月11日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑤物理的対策	変更	・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。	・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
88	令和2年6月11日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑩死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	
89	令和2年6月11日	I	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容	—	変更	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、一部の事務については、機構に事務を委任する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正による変更。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
90	令和2年6月11日	I	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2	②システムの機能	変更	⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等)を送付するため、既存住基システムから当区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等)を送付するため、既存住基システムから当区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令改正による変更。	
91	令和2年6月11日	I	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	①事務実施上の必要性		変更	(3) 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することが認められており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	(3) 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することが認められており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	法令改正による変更。	
92	令和2年6月11日	II	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送信者全員に送付する必要がある。当区は通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所有者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。当区は個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正による変更。	
93	令和2年6月11日	II	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	④記録される項目 主な記録項目	変更	[○] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先情報)	[○] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	法令改正による変更。	

(別紙４) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
94	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性	変更	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正による変更。	
95	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	法令改正による変更。	
96	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	区が機構へ個人番号通知書などの送付先住所を通知することについて、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	事後	法令改正による変更。	
97	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正による変更。	
98	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村ＣＳ又は電子記録媒体 →個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村ＣＳ又は電子記録媒体 →個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正による変更。	
99	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報 情報の提供・移転	①法令上の根拠	変更	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正による変更。	
100	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報 情報の提供・移転	②提供先における用途	変更	市区町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市区町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正による変更。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
101	令和2年6月11日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報 情報の提供・ 移転	⑦時期・頻度	変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じる都度、入手する。))。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	法令改正による変更。	
102	令和2年6月11日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報 情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	変更	窓口において、対面にて、通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同条第17条)や写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を受け、本人確認を行う。	窓口において、対面にて、個人番号カード(同条第17条)や写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を受け、本人確認を行う。	事後	法令改正による変更。	
103	令和2年6月11日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報 情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	法令改正による変更。	
104	令和2年6月11日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	2. 特定個人情報 情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	法令改正による変更。	
105	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報 情報の提供・ 移転	移転先8 ②移転先における用途	変更	(右記の内容を新たに追加)	児童扶養手当支給事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
106	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報 情報の提供・ 移転	移転先13 ②移転先における用途	変更	児童手当支給事務	児童手当支給事務又は特例給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
107	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報 情報の提供・ 移転(別紙 3)	移転先25 移転先名称	変更	子ども・子育て支援部 子ども施設課	子ども・子育て支援部 子育て政策課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
108	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4 3 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課、向島保健センター、本所保健センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人以上10万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
109	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4 4 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課、向島保健センター、本所保健センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人以上10万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
110	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先4 5 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課 ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②結核患者の医療費の助成に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
111	令和3年3月31日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	①保管場所	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前		

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
112	令和3年3月31日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前		
113	令和3年3月31日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉のうち、右記の内容を新たに追加	②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前		
114	令和3年3月31日	Ⅳ	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発	具体的な方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施することとしている。	事前		
115	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転(別紙3)	移転先4 6 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課 ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
116	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転(別紙3)	移転先4 7 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課 ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人以上10万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
117	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先48 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課 ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
118	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先49 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子ども施設課、子育て支援総合センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ③墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務 ④住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ⑤10万人以上100万人未満 ⑥区域内の住民 ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
119	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先50 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区児童養育家庭ホームヘルプサービス事業要綱によるホームヘルパーの派遣に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
120	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先51 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区緊急一時保育実施要綱による緊急一時保育の実施に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
121	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先52 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区子育てひろば条例による保育室の利用に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
123	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先53 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②墨田区子どもショートステイ事業実施要綱による子どもショートステイ事業の利用に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
123	令和3年6月10日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先54 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	福祉保健部保健衛生担当 保健計画課 ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人以上10万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
124	令和4年3月23日	I	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠		変更	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
125	令和4年3月23日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	提供先1	変更	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
126	令和4年3月23日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	①法令上の根拠	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
127	令和4年3月23日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	②提供先における用途	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二に定める事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二に定める事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
128	令和4年3月23日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先38 ②移転先における用途	変更	①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 ③高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ④介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ③介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
129	令和4年3月23日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転(別紙3)	移転先55 移転先名称 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	新規	(右記の内容を新たに追加)	子ども・子育て支援部 子育て支援課、福祉保健部 厚生課 ①番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例 ②公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 ③住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項) ④1万人以上10万人未満 ⑤区域内の住民 ⑥庁内連携システム ⑦随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
130	令和4年6月16日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報の保管・消去	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
131	令和4年6月16日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後		
132	令和5年6月26日	I	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	③他のシステムとの接続	新規	(右記の内容を新たに追加)	【○】 その他 (サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
133	令和5年6月26日	I	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5		新規	(右記の内容を新たに追加)	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方方向団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 【○】 既存住民基本台帳システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
134	令和5年6月26日	Ⅱ	3. 特定個人情報の入手・使用	②入手方法		新規	(右記の内容を新たに追加)	【○】 その他 (サービス検索・電子申請機能)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
135	令和5年6月26日	別紙1	(別添1) 事務の内容		(1) 住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)	変更		図の変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
	令和5年6月26日						1 住民異動に伴う本人確認情報の更新に関する事務(出生・転入・転出・死亡・個人番号の生成等) 1-① 区民から、出生や転入等の届出を受け付ける。 1-② 職員がデータを入力し、既存住基システムの住民基本台帳ファイルを更新する。 1-③ 市町村CS、都道府県サーバー、地方公共団体情報システム機構の順に本人確認情報を更新する。 1-④ 機構に対し、既存住基システムから市町村CSを通じ、当該区民の個人番号の生成要求を行う。 1-⑤ 機構から、市町村CSを通じ、既存住基システム当該区民の個人番号の生成要求を行う。 1-⑥ 転入時に既存住基システムを更新すると、転入通知情報が、市町村CSを通じて他市町村へ送信される。また、墨田区から転出した後、他市町村に転入した際は、転入通知を受信する。 1-⑦ 既存住基システムを更新すると宛名管理システムの宛名情報を更新する。 1-⑧ 既存住基システムを更新する	1 住民異動に伴う本人確認情報の更新に関する事務(出生・転入・転出・死亡等) 1-① 区民から、転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける 1-② 届出等に基づき異動情報を入力する 1-③ 入力情報に基づき、住民基本台帳ファイルを更新する 1-④ 既存住基システムを更新すると団体内統合宛名管理システムを更新する 1-⑤ 既存住基システムを更新すると宛名管理システムを更新する 1-⑥ 市町村CS、都道府県サーバー、地方公共団体情報システム機構の順に本人確認情報を更新する 1-⑦ 転入時に既存住基システムを更新すると、転入通知情報が市町村CSを通じて他市町村へ送信される。また、墨田区から転出後、他市町村に転入した際は転入通知を受信する 1-⑧ マイナンバーカードによる転入届があった場合、他市町村から転出証明書情報を取得する			

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
136	令和5年6月28日	別紙1	(別添1) 事務の内容	(備考)		変更	と団体内統合宛名管理システムの情報を更新する。 2 住民票の写し等の発行 2-① 区民から、住民票等の交付申請を受ける。 2-② 職員は既存住基システムを検索し、住民票を発行、交付する。 3 個人番号カードによる転入の受付(特例転入) 3-① 区民から、特例転入の届出を受け付ける。 3-② 職員は市町村CSを操作し、他市町村から転出証明書情報を取得する。 3-③ 既存住基システムに転出証明書情報を、市町村CSから取得する。以下は、転入時の流れと同様。 4 出入国在留管理庁との連携 4-① 出入国在留管理庁から、外国人住民の方の資格等の変更情報を出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る。 4-② 出入国在留管理庁通知を既存住基システムに入力する。 4-③ 既存住基システムから、居住地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力する。 4-④ 出入国在留管理庁連携端末から、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する。	1-⑨ 本人確認情報等に変更等があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを更新する。 1-⑩ 更新されたファイルを都道府県サーバに通知し、都道府県サーバを経由して全国サーバと連携する 1-⑪ 住民基本台帳の正確性を確保するため、所在不明者の実態調査を行う 2 住民票の写し等の発行 2-① 区民から住民票等の交付申請を受ける 2-② 職員は既存住基システムを検索し、住民票等を発行、交付する 3 出入国在留管理庁との連携 3-① 出入国在留管理庁から外国人住民の資格等の変更情報を出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る 3-③ 既存住基システムから居住地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力し、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する 4 マイナポータル 4-① マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで転出届と転入予約と転居予約を行う 4-② マイナポータルを通じて届いたデータを既存住基システムに連携	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
							5 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務 5-① 中間サーバーで処理通番と個人番号のペアデータを生成し、団体内統合宛名システムを通じ、既存住基システムに符号取得要求する。 5-② 既存住基システムから、市町村CSを通じ、地方公共団体情報システム機構に符号取得要求する。 5-③ 地方公共団体情報システム機構から、情報提供ネットワークシステムに要求し、符号を作成する。 5-④ 情報提供ネットワークシステムを通じ、中間サーバーに符号を通知する。	5 個人番号に関する事務 5-① 個人番号の付番及び変更に伴い個人番号通知書を交付し、区民からの請求に基づき個人番号カードを交付する 5-② 区民からの請求に基づき個人番号を変更する 6 戸籍連携 6-① 戸籍附票情報を更新すると市町村CSの附票本人確認情報を更新する 6-② 転入時に既存住基システムを更新すると、附票通知情報が市町村CSを通じて他市町村へ送信される			
137	令和7年5月14日	I	基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6	新規	(右記の内容を新たに追加)	①証明書自動交付システム ②【証明書データ作成等機能】コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能 【利用者証明書用電子証明書等の利用】 利用者証明書用電子証明書等の情報を用いて個人を特定し、住民票の写し等証明書のPDFデータを作成する。 ③証明交付センター	事前	重要な変更	
138	令和7年5月14日	I	基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	変更	別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令 (「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報提供の根拠) 第二条表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報照会の根拠)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
139	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無	変更	委託する(1件)	委託する(5件)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
140	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	新規	(右記の内容を新たに追加)	委託事項2 個人番号カード交付等関連事務 ①委託内容 個人番号カードの交付などに関する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報のファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲「2、基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ その妥当性 既存住基システムでは「2、③対象となる本人の範囲」の者の住民基本台帳情報を保有しているため、取り扱いを委託する本人の範囲も同範囲とする必要がある。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先の確認方法 墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名【キャリアリンク株式会社】 再委託 ⑦再委託の有無 ※ 再委託しない	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
141	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3	新規	(右記の内容を新たに追加)	委託事項3 住民基本台帳等の入力業務 ①委託内容 住民基本台帳等の入力業務 ②取扱いを委託する特定個人情報のファイルの範囲【特定個人情報ファイルの全体】 対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 対象となる本人の範囲【区域内の住民※消除者を含む。】 その妥当性【出生や転入・転出等、住民情報に対して異動が生じた場合に入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの全体が委託の対象となる。】 ③委託先における取扱者数【10人以上50人未満】 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法【システムの直接操作】 ⑤委託先の確認方法【墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。】 ⑥委託先名【株式会社パソナ】 再委託 ⑦再委託の有無【再委託しない】	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
142	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項 4	新規	(右記の内容を新たに追加)	委託事項 4 住民票の写し等の郵送請求処理業務、電話対応業務 ①委託内容 郵送で住民票の写し等の請求があった場合の発行及び請求先への送付に関する業務等 ②取扱いを委託する特定個人情報のファイルの範囲【特定個人情報ファイルの全体】 対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 対象となる本人の範囲【区域内の住民※消除者を含む。】 その妥当性【・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。 ・住民基本台帳に記録されている項目を出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。】 ③委託先における取扱者数【10人以上50人未満】 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法【システムの直接操作】 ⑤委託先の確認方法【墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。】 ⑥委託先名【株式会社パソナ】 再委託 ⑦再委託の有無【再委託しない】	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
143	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項 5	新規	(右記の内容を新たに追加)	委託事項 5 証明書自動交付システムの運用保守 ①委託内容 証明書自動交付システムの運用及び障害対応 ②取扱いを委託する特定個人情報のファイルの範囲【特定個人情報ファイルの全体】 対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 対象となる本人の範囲【区域内の住民】 その妥当性【証明書自動交付システムの運用及び障害対応を行う必要があるため委託している。】 ③委託先における取扱者数【10人未満】 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法【L G W A N、区役所内のサーバ室内のシステム直接操作】 ⑤委託先の確認方法【墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。】 ⑥委託先名【株式会社両毛システムズ】 再委託 ⑦再委託の有無【再委託しない】	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
144	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先 1	変更	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな	
145	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先 1 ②提供先における用途	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二に定める事務	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
146	令和7年5月14日	Ⅱ	別紙2			変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二に定める事務	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない	
147	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	6、特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	〈墨田区における措置〉 ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要となる。	左記に下記内容を追加する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー室はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なおクラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理者が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保有を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更	
148	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	6、特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈墨田区における措置〉 ・保存年限を経過した届出書等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 ・保管期間を過ぎた住民基本台帳ファイルはシステムにて自動的に消去する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。 ②通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ③ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	左記に下記内容を追加する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は墨田区からの操作によって実施される。墨田区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、墨田区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	重要な変更	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
149	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)	7、特定個人情報の保管・消去	リスク1⑤物理的対策「具体的な対策の内容」	変更	〈墨田区における措置〉 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可燃媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。 ・監視カメラを設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・入退室時には、記録簿に入室した者の氏名や入退室時間を記載する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	左記に下記内容を追加する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)リストに登録されたクラウドサービス調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に認可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更	
150	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)	7、特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策「具体的な対策の内容」	変更	〈墨田区における措置〉 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 - また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順にしたがって情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピューターウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうか確認する。 ・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを設置している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	左記に下記内容を追加する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約者となっている。 ②墨田区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する。「ASP」をいう。)に規定する。「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDdos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤墨田区が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する場合は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦墨田区やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧墨田区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
151	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)	7、特定個人情報の保管・消去	リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク手順の内容	変更	・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・また、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	左記に下記内容を追加する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更	
152	令和7年5月14日	Ⅳ	その他のリスク対策	1、監査	②監査	変更	(墨田区における措置) ・外部監査 - 民間機関等により調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・内部監査 - 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	左記に下記内容を追加する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
153	令和7年5月14日	Ⅳ	その他のリスク対策	3、その他のリスク対策		変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ＩＴリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	左記に下記内容を追加する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する墨田区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。またガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、墨田区に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、墨田区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
154	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	6、特定個人情報の保管・消去	①保管場所	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない	
155	令和7年5月14日	Ⅱ	特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)	6、特定個人情報の保管・消去	③消去方法	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 ③ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
156	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策（プロセス）（住民基本台帳ファイル）	6、情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	変更	③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
157	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	変更	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
158	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑤物理的対策	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
159	令和7年5月14日	Ⅲ	リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)	7. 特定個人情報の保管・消去	⑥技術的対策	変更	(右記の内容を新たに追加)	④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
160	令和7年5月14日	Ⅳ	リスク対策(その他)	1. 監査	②監査	変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	

(別紙4) 変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
161	令和7年5月14日	IV	リスク対策(その他)	3. その他のリスク対策		変更	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ＩＴリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ＩＴリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	